

宮古市被災中小企業対策資金利子等補助金のしおり

令和3年4月1日

宮古市では、東日本大震災で被災した中小企業者が復旧のため借入れた以下の資金について、利子及び保証料を補助することにより、被災した中小企業者の負担の軽減を図ります。

対象となる資金等については、以下のとおりとなります。

対象資金	1 対象資金：日本政策金融公庫の災害復旧貸付 貸付申込：日本政策金融公庫盛岡支店 国民生活事業・中小企業事業 借入期間：10年以内（据置期間2年以内） 融資利率：所定の利率 ※中小企業事業設備資金は15年以内（据置期間2年以内）
	2 対象資金：商工組合中央金庫の災害復旧貸付 貸付申込：商工組合中央金庫盛岡支店 借入期間：10年以内（据置期間3年以内） 融資利率：所定の利率 ※設備資金は20年以内（据置期間3年以内）
	3 対象資金：岩手県中小企業東日本大震災復興資金 1千万円以内 貸付申込：市内金融機関 借入期間：15年以内 ただし、利子等の補助は10年まで 融資利率：年1.50%以内（10年超15年以内年1.70%以内）
対象者	下記の要件を全て備えている中小企業 1 市内に本店を有する法人又は住所を有する個人（資金用途は市内に限る） 2 市税を完納している者 3 東日本大震災で被害を受けた者
手続き等	1 貸付けを受けた翌月の末日までに、「宮古市被災中小企業対策資金借入報告書」を記入のうえ、市産業支援センターに次の書類を添えて提出してください。 (1)対象融資に係る契約書の写し (2)対象融資に係る償還表の写し (3)直近の決算書又は確定申告書及び試算表の写し (4)登記簿謄本又は許認可書等の写し (5)設備等を伴う場合は見積書等の写し (6)罹災証明書等の写し (7)「保証決定のお知らせ」の写し（信用保証協会の保証を受ける場合） (8)個人情報等の取り扱いに関する同意書 (9)その他必要な書類 2 毎年1月～12月までに支払った利子等について、翌年1月に補助金申請の案内文書を送付しますので、必ず申請してください。 3 市長の交付決定を受けてから、請求書を提出した後に利子と保証料分の補助金が指定の口座に振り込みになります。なお、別の団体から補助を受けている場合は、その金額を差し引いた分のみ振り込みます。
その他	この制度は、平成23年3月11日に遡り適用し、令和4年3月31日までに融資を受けた方が該当します。 ただし、利子等の補助を受けるためには、融資を受けた翌月の末日までに市産業支援センターへの借入報告が必要です。
問合せ	宮古市産業振興部産業支援センター商業労政係 （電話）68-9067（直通） 宮古市宮町一丁目1番30号 宮古市役所2階 （FAX）63-9120